

下 幼 第 9 4 5 号
令和2年（2020年）5月 1日

保護者の皆様へ

下関市こども未来部幼児保育課長
（公印省略）

新型コロナウイルス感染症対策に伴う登園自粛要請期間の
延長について

緊急事態宣言の対象期間は、令和2年5月6日までとなっており、本市においても登園自粛要請期間を令和2年5月6日までとしていますが、5月1日現在において、緊急事態宣言の延長若しくは解除の方向性については明らかにされていないのが現状です。

そこで、本市においては、連休明け直後の保育所等の安定的な運営を確保するためにも、下記のとおりの対応とすることとしましたのでお知らせします。

保護者の皆様には、登園自粛要請の期間が延び、御不便をおかけしますが、御理解と御協力をよろしくお願いします。

記

1 登園自粛要請期間の延長

国の緊急事態宣言の解除の判断に関わらず、登園自粛要請期間を令和2年5月10日（日）まで延長します。

2 今後の対応

5月11日（月）以降の保育所等の対応については、国や県の判断等を踏まえ、5月7日（木）以降に改めてお知らせします。

保護者の皆様も確実に御対応いただくためにも、市ホームページも御確認いただくようお願いいたします。

【市ホームページ】

「新型コロナウイルスに関連したお知らせ」

「新型コロナウイルス感染症に関する各種情報」

「児童・生徒の皆さんへ」

以上

下関市こども未来部幼児保育課
電 話：231-1722
F A X：231-1995